

訴え提起前の和解申立書

令和元年 8 月 16 日

東京簡易裁判所 御中

申立人 南本由常 印

事件名 損害賠償等請求和解申立事件
当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

請求の趣旨

別紙「和解条項（案）」記載のと通りの和解を求める。

請求の原因及び争いの実情

- 相手方は、後記「事故の表示」記載の交通事故（以下「本件事故」）により、申立人所有の被害車両を毀損した。
- 本件事故により、申立人は車両修理代金 45 万円の損害を被った。
- よって、申立人は相手方に対し、不法行為に基づく損害賠償請求として金 45 万円及び同金員に対する不法行為の日である令和元年 5 月 1 日から支払済みまで民事法定利率年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。
- なお、申立人と相手方との間では、別紙「和解条項（案）」の合意ができているので、起訴前の和解を求める。

【事故の表示】

日時 令和元年 5 月 2 日 午前 8 時 30 分ころ
場所 京都府五条橋の上交差点
被害車両 申立人所有 京都 123456 へ 467890
加害車両 相手方所有 品川 345678 あ 674329
事故態様 赤信号で停車中の被害車両に後方から前方不注視の加害車両が追突し、被害車両後部を毀損したもの

附属書類

- | | |
|------------------|-----|
| 1 申立書副本 | 1 通 |
| 2 交通事故証明書（コピー） | 1 通 |
| 3 車両修理費用明細書（コピー） | 1 通 |

(別紙)

当事者目録

〒 123-4567 神奈川県鎌倉市侍所政所一丁目 2 番 3 号 (送達場所)
申立人 南 本 由 常
電話 12456 (789) 1234

〒 987-4567 兵庫県福原市六波羅探題一丁目 2 番 3 号
相手方 平 良 巨 森
電話 66666 (789) 4321

(別紙)

和解条項 (案)

- 相手方は、申立人に対し、後記「事故の表示」記載の交通事故による不法行為に基づく損害賠償債務として金 45 万円の支払義務があることを認める。
- 相手方は、申立人に対し、前項の金員を令和元年 10 月から同 2 年 6 月まで毎月末限り金 5 万円ずつ、申立人の指定する申立人名義の金融機関口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は相手方の負担とする。
- 相手方が前項の支払義務を 2 回以上怠り、その額が金 10 万円に達したときは、相手方は当然期限の利益を失い、申立人に対し、前項の金員から既払金を控除した残金を直ちに一括して支払う。
- 申立人は、その余の請求を放棄する。
- 申立人と相手方は、申立人と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 和解手続費用は各自の負担とする。

【事故の表示】 (略)

以上